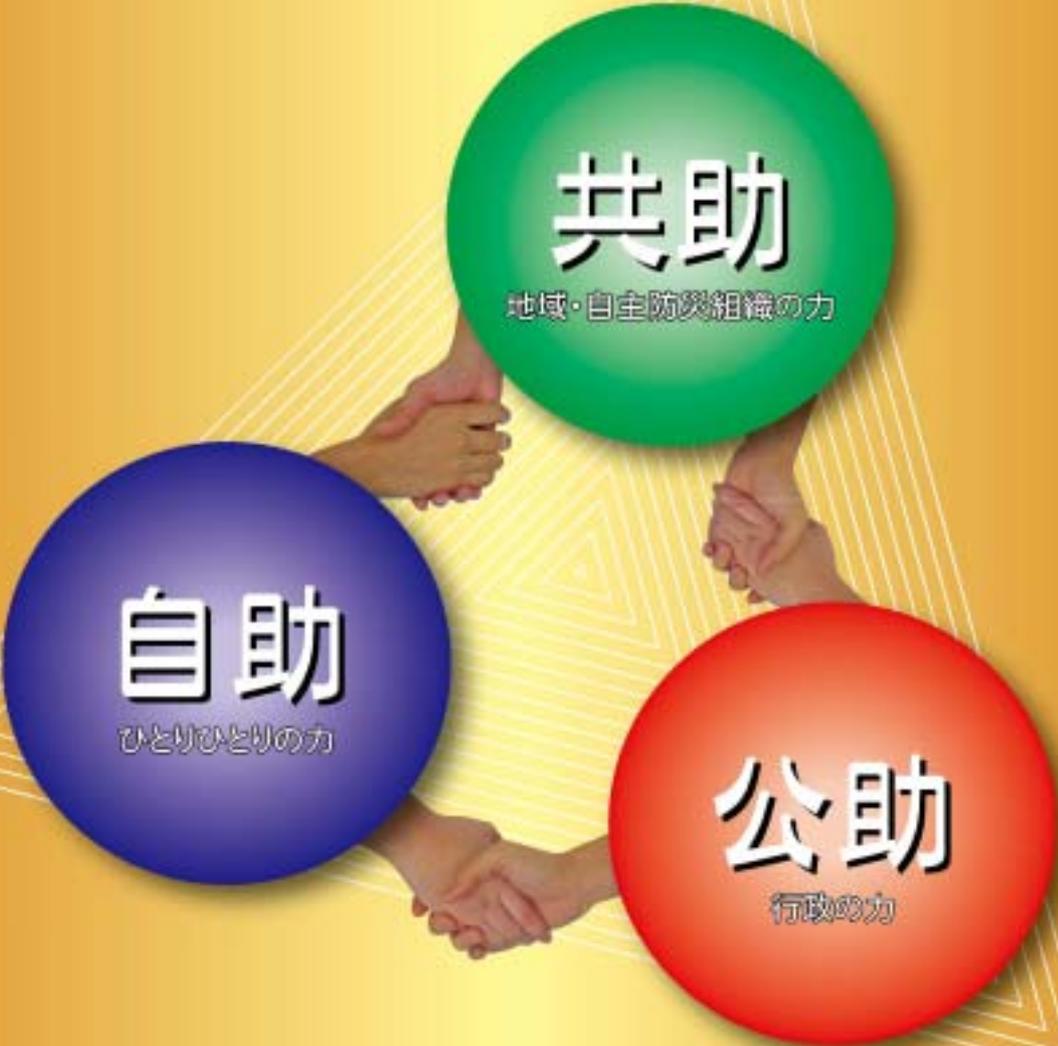


白岡駅西口地区減災計画

自分たちの地域は、自分たちで守る



共助

地域・自主防災組織の力

自助

ひとりひとりの力

公助

行政の力

白 岡 町

【目 次】

第1章 減災計画について	1
第1節 減災計画作成の目的	1
第2節 減災計画の基本方針	2
第2章 白岡駅西口地区の現状と被害想定	3
第1節 白岡駅西口地区の現状	3
1.人口	3
2.建物、道路等の状況	4
3.避難所	6
4.自主防災組織	7
第2節 白岡駅西口地区の被害想定	8
1.建物の倒壊	8
2.ブロック塀の倒壊	9
3.家具類の傾倒・落下	10
4.看板、窓ガラスの破損	10
5.電気施設・設備の破損	10
6.水道施設・設備の破損	10
7.ガス施設・設備の破損	10
8.避難後の被害	10
第3章 災害発生前における減災への取り組み	11
1.自主防災組織の設立・運営	11
2.避難誘導の体制	12
3.情報伝達の体制	13
4.消火活動の体制	14
5.救助活動の体制	15
6.災害時要援護者への対応	16
7.食糧・資機材の備蓄	17
8.建物・工作物の耐震性・耐火性の強化	19
9.設備・備品の安全対策	20
10.安全対策チェックリストの作成、活用	21
11.避難場所の見直し、防災マップの作成	22
12.防災訓練の実施	24
13.防災教育の実施	25

第4章 災害発生時における減災への取り組み	26
1.地震発生直後の安全の確保	26
2.初期消火活動	27
3.避難経路の安全確認、避難誘導	28
4.地元住民・事業者の安否の確認	29
5.救助活動の行動	30
6.災害用伝言ダイヤル171・携帯電話による 災害用伝言板・災害時優先電話の活用	31
7.駅利用者・帰宅困難者への支援	33

第1章 減災計画について

第1節 減災計画作成の目的

本町では昭和38年に町域の総合的な災害対策に関する「白岡町地域防災計画」を作成し、その後各地で発生した災害における教訓や制度改正を反映させた修正を行い、安全安心なまちづくりに取り組んできました。

しかし、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、現在の地域の防災力を上回る災害に対して、被害を出さない「防災」という考えではなく、ある程度被害の発生を想定した上で、被害の低減を図る「減災」ということが唱えられるようになりました。

この減災への取組みは、行政が行うハード整備だけでなく、地域住民と行政が一体となってソフト対策を講じることにより、その効果が得られると考えられます。

こうしたことから、本町では大規模地震等の災害に対し、白岡駅西口地区（以下、「西口地区」という。）の地域住民と行政が協働で取り組む災害への事前対策、被害を軽減するための行動体制の整備等を計画的に推進するため、本地区の住民の代表で構成した「白岡駅西口周辺地区まちづくり防災計画調査研究会」の委員の方々の意見を参考に「白岡駅西口地区減災計画」を作成し、西口地区の災害への適応力を高めるものです。

第2節 減災計画の基本方針

本計画の基本方針を以下のように定めます。

《災害発生前における減災への取組み》

自 助【個人】

日頃から、災害に備える心構えを持ち、必要な対策を講じます。
家族の安全を確保するための取組みを実施します。
(建築物等の耐震化・不燃化、家具・備品等の転倒・落下防止)

共 助【地域】

地域の防災力向上のために、自主防災組織の結成・活動を推進します。
災害時に迅速かつ的確な行動が取れる組織・仕組みづくりを推進します。

公 助【行政】

減災のための知識等を習得する機会と情報を提供します。
自主防災組織設立・運営を支援します。
自主防災組織等が実施する減災への取組みを支援します。

自助・共助・公助 災害時要援護者支援

要援護者に関する情報を把握します。
防災情報の伝達体制等の整備を図ります。
避難誘導等の支援体制を確立します。

《災害発生後における減災への取組み》

自 助【個人】

可能な範囲内で身につけた知識等を活用します。
地震や家族の安全を確保します。
被災者は自分だけではないことを自覚し、他の被災者のことも考えます。

共 助【地域】

組織力を活用して救助活動や初期消火活動、避難活動に努めます。
災害時要援護者の安否確認・避難誘導を行います。

公 助【行政】

自主防災組織・関係機関と連携して、被害の拡大防止を図ります。
避難所や応急救護所を開設し、受け入れ体制を整備します。

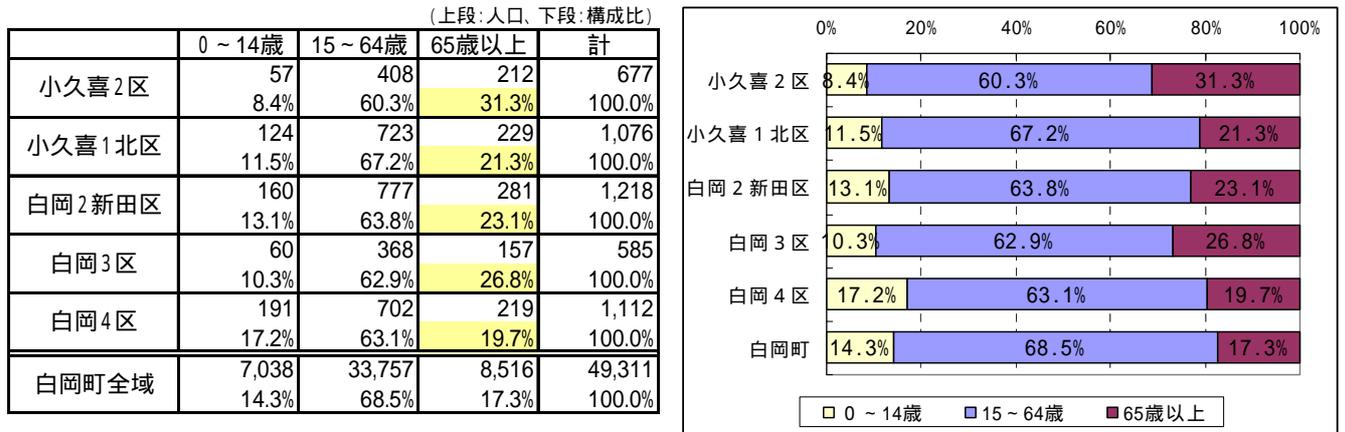
第2章 白岡駅西口地区の現状と被害想定

第1節 白岡駅西口地区の現状

1 人口

平成19年の本地区の年齢別人口をみると、各地区とも高齢者人口（65歳以上）の割合が20～30%を占め、白岡町全体の高齢者人口の割合を上回っており、災害時に支援が必要と思われる高齢者が比較的多い状況にあります。

図表 西口地区の年齢別人口（平成19年）



近年、本地区ではマンションや新興住宅が増加し、会社勤めの方が多く平日の昼間の人口が少ない状況となっています。

また、本地区では、他市町村からの転入者や独居老人等が増加し、昔ながらの近所づきあいが希薄になり、住民間のコミュニケーションを図ることが困難になりつつあるという意見があります。

2 建物、道路等の状況

本地区の建物棟数は約 760 棟あり、このうち昭和 56 年以前（建築基準法改正以前）に建てられた建築物は約 480 棟（約 63%）となっています。

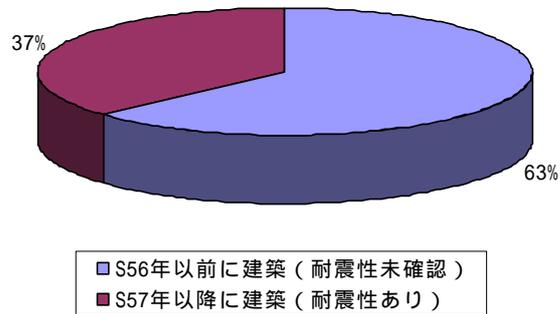


図 本地区の建物の状況

本地区内には、建築物の建て替えが困難な幅員 4 m 未満の狭い道路が多く、そこに家屋が密集しており、老朽化したブロック塀等もみられます。

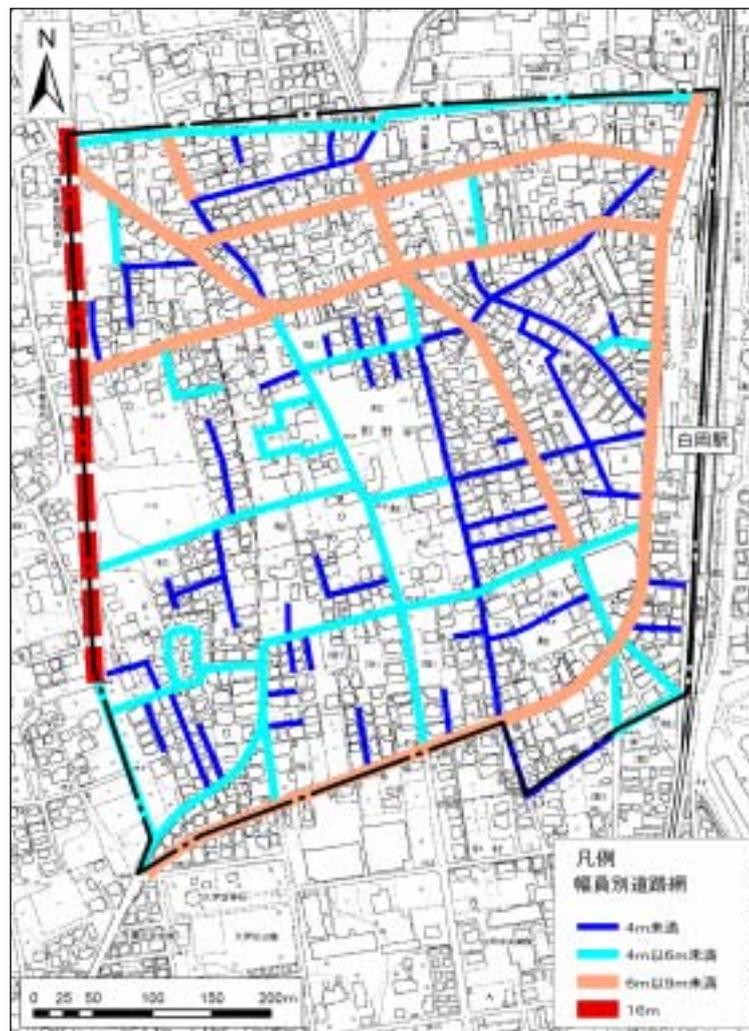


図 幅員別道路状況図

本地区における白岡町消防署からの消防車の到達時間をみると、地区の北東部への到着が最も早く、約2分で到達しますが、地区の中央部や南西部では約4分の時間を要し、地区内で約2分以上の時間差があります。

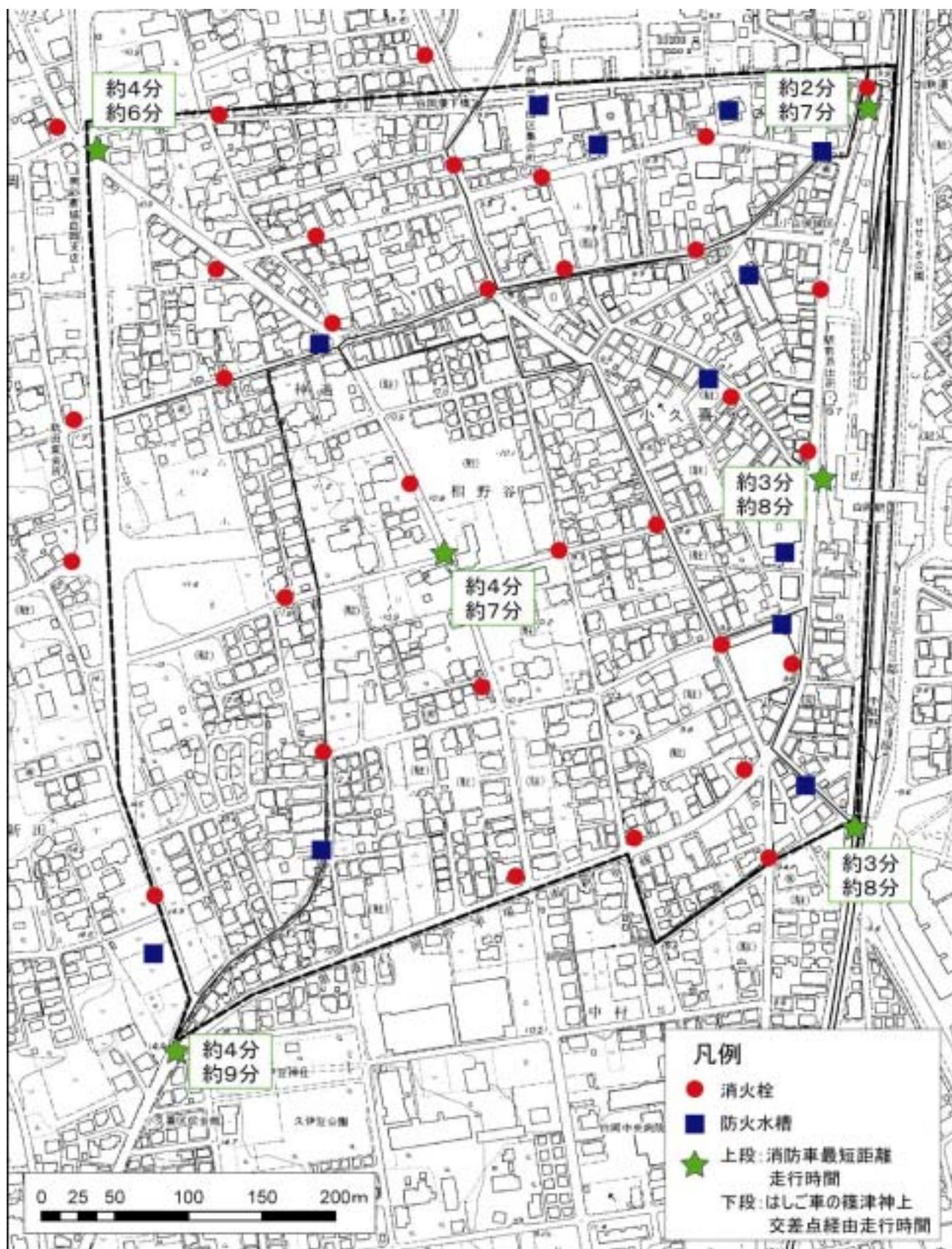


図 消火栓、防火水槽の設置状況と消防車、はしご車の地点別到達時間

3 避難所

本地区における指定避難場所は保健センター分館、白岡中学校、南小学校の3箇所が指定されていますが、白岡中学校、南小学校は本地区から比較的離れた場所となっています。



図 白岡駅西口地区の指定避難場所

4 自主防災組織

現在、本地区には5つの行政区があり、そのうち、白岡4区、小久喜2区の2つの行政区に自主防災組織が結成されています。

小久喜2区の自主防災組織では防災訓練（防災訓練参加率は20%程度）において、救出・救護訓練や応急手当訓練を行っています。



地震体験



応急手当訓練



救出・救護訓練



人命救助訓練

写真 小久喜二行政区自主防災会避難訓練の様子（白岡町 HP、白岡町資料）

白岡3区、白岡2新田区、小久喜1北区の3つの行政区は、まだ自主防災組織が未結成であり、災害時の情報連絡体制の整備や防災訓練の実施等の備えが十分ではない状況にあります。

第2節 白岡駅西口地区の被害想定

1 建物の倒壊

(1) 地域危険度

本地区に震度7の地震が発生した場合、多くの建物が全壊する恐れがあります。特に、白岡2新田区では、47%の建物が全壊する恐れがあります。

また、下図では全壊建物の割合を示しておりますので、半壊や一部損壊を含めると、大部分の建物で被害が発生する恐れがあります。

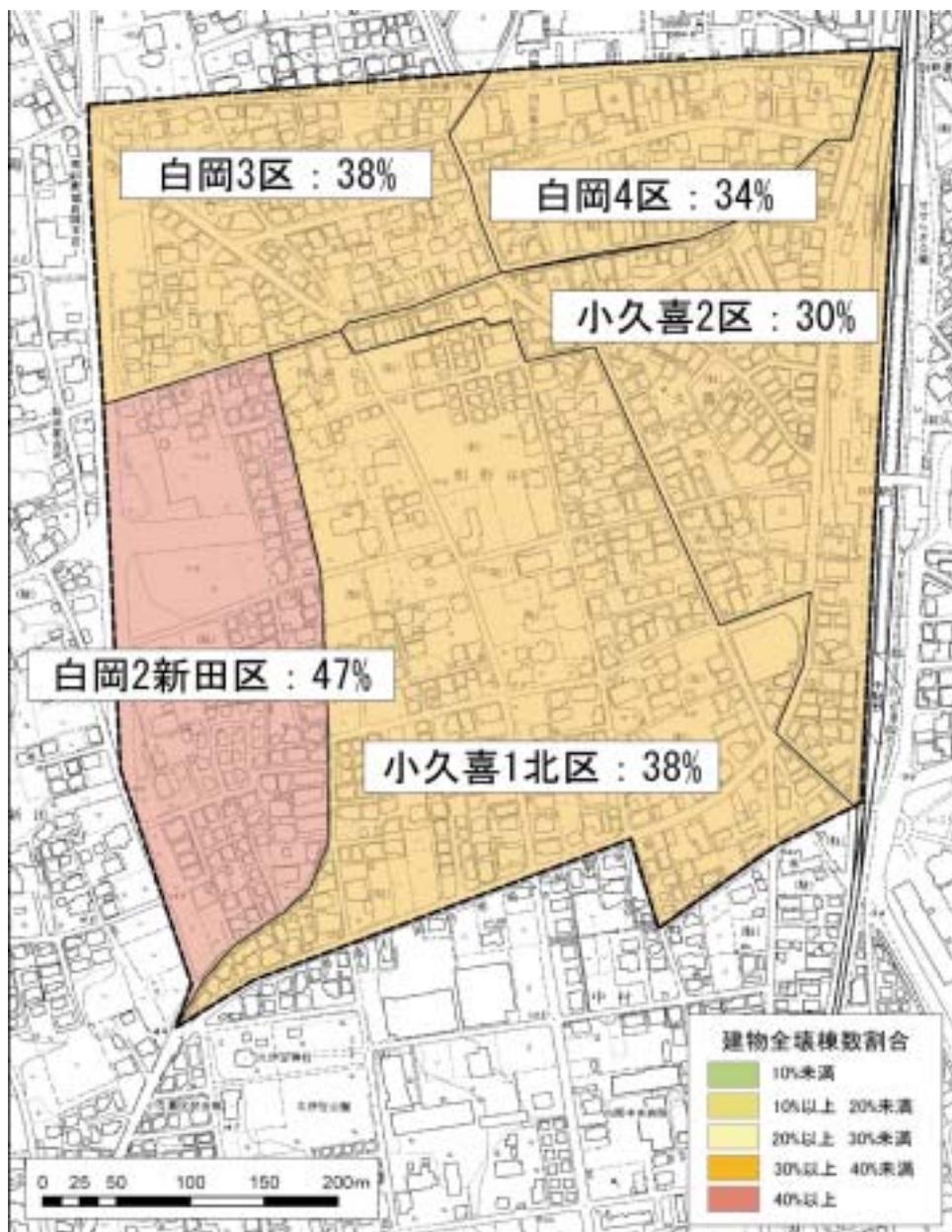
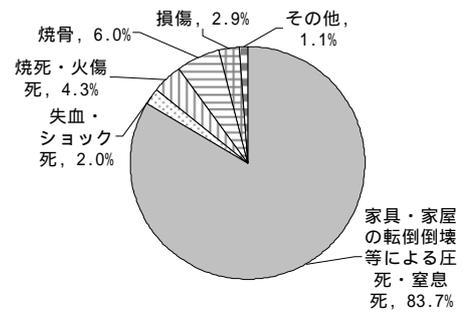


図 地域危険度マップ(地区別・想定震度7)

(2) 倒壊建物の下敷き

平成7年の阪神・淡路大震災による死者のうち、83.7%が家具・家屋の転倒倒壊等による圧死・窒息死とされています。また、身体の一部が長期間挟まれるなどして圧迫され、その解放後様々な症状が発生する「クラッシュシンドローム」の発症も報告されています。



阪神・淡路大震災における死因
資料)兵庫県警察本部

(3) 道路の遮断

大地震が発生した場合は、高速道路、県道、町道に至るまで広範囲に被災し、橋りょう落下、路面陥没、法面崩壊などの被害が予想されます。

また、本地区内には狭小な幅員の道路が多く、延焼遮断帯や緊急輸送道路、避難路として利用可能な幹線道路等の整備が遅れていることや、電柱の倒壊等による道路閉鎖により、災害発生時における迅速な救援、救助が困難になることが想定されます。

(4) 火災の発生

平成7年の阪神・淡路大震災による死者のほとんどは圧迫死による即死状態でしたが、一部には火災等による死者も報告されています。また、火災の延焼拡大の原因としては、古い木造家屋の密集などが指摘されています。

2 ブロック塀の倒壊

過去の地震災害では、ブロック塀の倒壊による死者が発生していますが、その原因は、倒壊したブロック塀が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合しない粗悪な施工によるものであったことが判明しています。

また、老朽化したブロック塀の倒壊により道路が寸断され、緊急車両の進入が妨げられ、貴重な人命が奪われる恐れがあります。



老朽化したブロック塀

3 家具類の傾倒・落下

平成7年の阪神・淡路大震災では、家具類の傾倒・落下により多くの死傷者が発生したとされています。

4 看板、窓ガラスの破損

大地震が発生した場合、建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下により、負傷者の発生や避難路となる道路の閉鎖などが予測されます。



窓ガラスの破損

5 電気施設・設備の破損

電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊を免れた家屋が焼失する二次災害が予想されます。

6 水道施設・設備の破損

水道管の破損や停電により給水ができなくなるなど、地震直後には全域で断水し、消火栓が使用不能となるおそれがあり、消火活動が困難になることが予想されます。

7 ガス施設・設備の破損

ガス供給施設は、大地震の発生時に漏えい、混触発火を引き起こし、誘爆や被害の拡大の可能性があります、町民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

8 避難後の被害

(1) 疾病中の治療中断

大地震が発生した場合、人工透析など日常の治療が欠かせない慢性疾患患者の治療が中断し、搬送・治療への早急な対応が必要となります。

(2) 避難生活環境の施設・設備・食糧の不足

家屋の損壊、焼失のため、多数の地域住民が食糧と自炊手段を失うと同時に、食糧の供給、販売機能がまひすることが予想されます。

(3) エコノミー症候群の発症

平成16年の新潟県中越地震では、自動車の中で避難生活を送る人たちの中に、エコノミークラス症候群の疑いで死亡するケースが報告されています。

第3章 災害発生前における減災への取り組み

1 自主防災組織の設立・運営

【取り組みの方針】

自らの身の安全は自らが守る(自助)ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを自主的に心がけることが重要です。また、災害発生時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、地域コミュニティの中で初期消火活動や近隣の負傷者、災害時要援護者等への救援活動等(共助)を行い、防災への寄与に努めることが求められます。

住民は「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を持ち、地域住民同士で話し合いながら自主防災組織の結成を推進します。また、防災訓練の実施や防災情報の提供等により、地域の防災意識の向上に努めます。

地域では防災訓練等の開催や防災情報の提供に努めるとともに、各自主防災組織の連携についても取り組みます。

町は自主防災組織が結成されていない地区に対して、自主防災組織の結成を促すとともに、結成の支援および結成後のリーダー研修の実施、防災訓練の支援に努めます。

自助【個人】

地域の防災意識、防災力を高めるため、自主防災組織の結成を推進しま

す。

- ・ 自主防災組織への積極的な参加
- ・ 住民同士のコミュニティの醸成

共助【地域】

自主防災組織を結成します。

防災訓練の実施、防災情報の提供を充実します。

- ・ 防災訓練、イベントの実施
- ・ 防災情報の回覧配布

自主防災組織の連携により、西口地区全体の防災力を高めます。

- ・ 自主防災組織間の情報提供

公助【行政】

自主防災組織の結成、運営を支援します。

- ・ 自主防災組織設立に向けた支援
- ・ 防災訓練の支援
- ・ 資機材購入等に対する助成
- ・ リーダー研修の実施

2 避難誘導の体制

【取り組みの方針】

住民は日常から避難場所、避難経路の確認しておく必要があります。

地域では避難誘導體制を整備するとともに、日ごろから地区内の道路状況を確認し、住民が安全かつ速やかに避難できる避難経路、迂回路の把握に努めます。また、地区内の災害時要援護者対策に取り組みます。

町は指定避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、日ごろから危険箇所を地域住民へ周知するなど、速やかな避難ができるような対策に努めます。

自助【個人】

日ごろから、避難場所・避難経路・迂回路を確認しておきます。

- ・避難場所・避難経路等の確認

共助【地域】

避難誘導體制を把握しておきます。

- ・避難誘導訓練の実施
- ・災害時要援護者の把握と支援体制の整備
- ・町との連携による避難場所・避難路の点検

公助【行政】

避難誘導體制の整備を支援します。

- ・避難誘導訓練に対する助言、指導等
- ・災害時要援護者の把握の支援
- ・自主防災組織との連携による避難場所・避難路の点検
- ・避難場所、避難経路の案内標識の整備

3 情報伝達の体制

【取り組みの方針】

住民は災害時連絡網を把握しておくとともに、日ごろから周辺の家庭とあいさつをかわすようにするなど、可能なかぎり近所づきあいを通じて、地域コミュニティの醸成に努めます。

地域では災害時の情報伝達を速やかに行うために、災害時連絡網の作成、情報伝達の体制づくりに努めます。

町は速やかに情報を収集し、町民に的確な情報が提供できる体制づくりに努めます。

自助【個人】

日ごろから、可能なかぎり、近所づきあいに気を配ります。

- ・地域コミュニティの醸成
- ・災害時連絡網の把握

共助【地域】

災害時連絡網を作成します。

- ・住民、町と連携した災害時連絡網の作成
- ・情報伝達の体制づくり

公助【行政】

町民に的確な情報が提供できる体制づくりに努めます。

- ・情報提供の体制づくり
- ・災害時連絡網の作成の支援

4 消火活動の体制

【取り組みの方針】

住民は地域ぐるみの消火活動が出来るよう、防災訓練に参加し、消火器、バケツリレー等による消火活動方法の習得に努めます。また、婦人消火隊のような昼間の消火活動の体制づくりに努めます。

地域では防災訓練を実施し、消火活動方法の周知に努めます。また、消火器等の資機材の備蓄を図ります。

町、消防署及び消防団は、相互に連携体制の強化を図るとともに、地域で実施する防災訓練における消火訓練に対する助言・指導等に努めます。

自助【個人】

消火活動の知識、手段を身につけます。

- ・防災訓練への参加
- ・婦人消火隊などによる昼間の消火体制づくり

共助【地域】

消火訓練の実施、消火資機材の備蓄します。

- ・消火器、バケツリレー等による消火訓練の実施
- ・消火器の整備
- ・バケツ等の共同備蓄

公助【行政】

消火訓練を支援します。

消防署、消防団と連携し、消火体制を強化します。

- ・消火訓練に対する助言・指導等
- ・消防署、消防団との連携強化

5 救助活動の体制

【取り組みの方針】

住民は防災訓練等により応急手当の方法や救助活動の手順等の習得に努めます。

地域では防災訓練等により、救助活動、応急手当の方法の周知に努めます。また、救助に必要な資機材の備蓄を図ります。

町は住民等が自ら円滑な救助・救護活動ができるように、町及び地域が主催する防災訓練において実施する救助訓練及び応急手当訓練に対する助言・指導等に努めるとともに、迅速かつ効果的な初動体制を確立するほか、救助活動に関する防災関係機関と連携した救助の仕組みづくり、医療救護体制の強化を図ります。

自助【個人】

救助活動の知識、手段を身につけます。

- ・防災訓練への参加

共助【地域】

救助や応急手当の訓練の実施、応急資機材を備蓄します。

- ・応急セット（包帯、三角巾、消毒薬等）の備蓄
- ・救助用機材を用いた救助訓練の実施
- ・応急手当訓練の実施

公助【行政】

救助訓練・応急手当訓練を支援します。

救助のための資機材を整備します。

- ・救助訓練、応急手当訓練に対する助言・指導等
- ・救助用資機材の整備
- ・医療救護体制の強化

6 災害時要援護者への対応

【取り組みの方針】

住民は、日ごろから自宅周辺の災害時要援護者を把握し、災害時の安否確認方法や避難誘導體制の把握に努めます。

地域は町と連携し、災害時要援護者リストの作成に努めます。また、災害時要援護者の安否確認、避難誘導の体制づくりに努めます。ただし、災害時要援護者リストには大事な個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分注意する必要があります。

町は、災害時要援護者の情報把握、リストの作成、災害発生時の安否確認、避難誘導を実施するための仕組みづくりを行います。

自助【個人】

日ごろから、自宅周辺の災害時要援護者に気を配ります。

- ・地域コミュニティの醸成
- ・安否確認、避難誘導體制の把握

共助【地域】

地区内の災害時要援護者リストを作成します。

災害時要援護者の安否確認、避難誘導の体制づくりをします。

- ・行政との連携による災害時要援護者リストの作成
- ・行政との連携による災害時要援護者の安否確認、避難誘導の体制づくり

公助【行政】

災害時要援護者リストの作成を支援します。

災害時要援護者の安全確保の仕組みづくりをします。

- ・地域との連携による災害時要援護者リストの作成
- ・地域との連携による災害時要援護者の安否確認、避難誘導のルールづくり
- ・災害時要援護者の避難所等への移送体制づくり

7 食糧・資機材の備蓄

【取り組みの方針】

住民は日頃から各家庭で、災害時に備えて食糧、飲料水を1人3日分、身の回り品については3日以上のも資の備蓄に努めます。また、その他各家庭に応じて必要となる物資等を、食糧・資機材チェックリストを活用して備蓄品の点検に努めます。

地域では食糧資機材の共同備蓄を図るとともに、備蓄品の計画的な点検を図ります。

町は食糧・資機材を備蓄するとともに、事業者等と災害時における食糧・資機材の供給に関する協定の締結に努めます。

自助【個人】

各家庭で食糧・資機材チェックリストを作成します。

食糧・資機材チェックリストを活用し、資機材を備蓄します。

- ・チェックリストの作成
- ・非常持ち出し品、備蓄品の確保
- ・チェックリストを活用した備蓄品の点検

共助【地域】

食糧・資機材を地区ごとに共同備蓄し、定期的に点検します。

- ・地区の食糧・資機材の共同備蓄
- ・備蓄品の定期的な点検

公助【行政】

住民のための食糧・資機材の備蓄を行います。

事業者等と食糧・資機材の供給に関する協定の締結に努めます。

- ・食糧、生活必需品及び飲料水の備蓄
- ・事業者との食糧・資機材の供給に関する協定の締結

8 建物・工作物の耐震性・耐火性の強化

【取り組みの方針】

住民及び建築物等の所有者・管理者は、建築物等の耐震化・不燃化やブロック塀の倒壊防止、家具・備品等の転倒・落下防止、ブロック塀の生け垣化の促進などについて取り組みます。

地域では埼玉県¹の無料耐震診断（出前診断）を要請し、耐震診断を実施するとともに、多くの住民が受診出来るよう、耐震診断実施の広報活動に努めます。また、地区内の老朽化したブロック塀等を把握し、改修の啓発活動に努めます。

町は地域が実施する耐震診断の支援を図ります。また、住民及び建築物等の所有者・管理者に対し、建築物の耐震化及びブロック塀の撤去・改修、生け垣化について促進するための助言・指導等に取り組みます。



写真 無料耐震診断（白岡町 HP より小久喜二行政区自主防災会防災訓練の様子）

自助【個人】

所有する建築物の耐震化、不燃化を進めます。

工作物・設備などの安全対策をします。

- ・所有する建築物の耐震診断の実施、耐震改修、不燃化の推進
- ・屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止
- ・ブロック塀の倒壊防止 ・ブロック塀の生け垣化

共助【地域】

耐震診断の実施、受診の啓発活動に取り組みます。

老朽化したブロック塀等の把握、所有者への改修のお願いをします。

- ・耐震診断の実施、耐震化促進の啓発活動
- ・地区内の老朽化したブロック塀、広告物の把握、改修の啓発活動
- ・埼玉県の無料耐震診断（出前診断）の要請

公助【行政】

地域が行う耐震診断を支援します。

危険なブロック塀等の撤去、改修に関する助言・指導を行います。

- ・民間建築物の耐震化に対する助言・指導等 ・ブロック塀の撤去・改修、生け垣化の助言・指導

9 設備・備品の安全対策

【取り組みの方針】

住民は各家庭、店舗の家具類に家具類転倒防止器具の取り付け、家具類転倒防止対策の実施の促進を図ります。

地域では取り付け器具の紹介や、器具の取り付け方法の周知を図ります。

町は家具類転倒防止対策の実施についての啓発活動、アンケート等による家具類転倒防止対策の実施実態の把握に努めます。

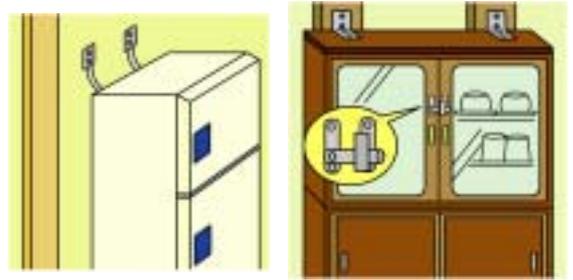


図 家具類転倒防止対策の例

自助【個人】

家具類の転倒防止対策に心がけます。

- ・家具類転倒防止器具の取り付け

共助【地域】

家具類転倒防止器具の取り付けの指導、支援を行います。

- ・防災訓練等において、家具類転倒防止器具に関する指導、取り付け方の紹介

公助【行政】

家具類転倒防止対策の促進を図ります。

- ・家具類転倒防止器具取り付けに関する啓発活動

10 安全対策チェックリストの作成、活用

【取り組みの方針】

住民は自宅周辺の建築物の状況、非常時持ち出し品、備蓄品等の状況について、チェックリスト等を活用して確認し、日ごろからの備えや災害時の対応に取り組みます。

地域では安全対策チェックリストを作成するとともに、チェックリストの活用の啓発活動に努めます。

町は安全対策チェックリストの作成を支援します。

自助【個人】

各家庭で安全対策チェックリストを作成します。

チェックリストを活用し、日ごろから身のまわりの安全確認をします。

- ・安全対策チェックリストの作成
- ・チェックリストを活用した安全確認

共助【地域】

住民への安全対策チェックリストの活用の啓発活動を行いましょう。

- ・安全対策チェックリストの作成と活用の啓発活動

公助【行政】

安全対策チェックリストの作成を支援します。

- ・安全対策チェックリストの作成の支援、情報の提供

表 安全対策チェックリストの例

チェック欄	チェック項目	当初				防災訓練時チェック用			
		年	月	年	月	年	月	年	月
1)	建築物竣工年等								
	建築物竣工年								
	建築物の構造								
2)	施設の安全対策の強化								
	地震ハザードマップの入手								
	災害影響の確認								
	a) 津波の影響								
	b) 地盤・地質・地形								
	c) 火災の影響								
3)	設備・備品の安全対策								
	ガラスの飛散対策								
	a) 玄関								
	b) 廊下								
	c) キッチン								
	d) 部屋								
	備品等の転倒・落下対策								
	a) 本棚								
	b) キッチン内冷蔵庫								
	c) キッチン内食器棚								
	d) 部屋内タンス								
	天井からの落下物対策								
	a) 照明								
	b) クーラー								
4)	非常持ち出し品								
5)	備蓄品								
6)	屋外へ避難する時の安全対策								
	ブロック塀等の倒壊防止対策								
	自動販売機等の転倒防止対策								

11 避難場所の見直し、防災マップの作成

【取り組みの方針】

住民は避難場所の見直しについての提案や情報提供に取り組みます。

地域では、住民、町との協働により、全ての住民が無理なく避難できるような避難経路を設定するとともに、誰にでもわかりやすい指定避難場所までの避難経路が掲載された防災マップの作成を図ります。また、指定避難場所及び避難経路の周知を図るため、防災マップを掲示する場所を検討します。なお、防災マップは必要に応じて見直していくことが必要となります。

また、一時避難場所に適用可能な駐車場等の管理者と連携し、一時避難場所の指定に努めます。町は指定避難場所の見直し、防災マップの作成、一時避難場所の指定等の支援を図ります。

自助【個人】

防災マップを作成、掲示します。

- ・防災マップ作成のための情報提供
- ・防災マップ作成の場への参加

共助【地域】

一時避難場所の指定を検討します。

地区ごとの防災マップを作成します。また、必要に応じて見直しをします。

- ・住民、町との連携による避難場所の見直し
- ・行政との連携による一時避難場所の指定
- ・住民、町との協働による防災マップの作成・見直し

公助【行政】

指定避難場所の見直しを検討します。

一時避難場所の指定を支援します。

防災マップの作成を支援します。

- ・地域との連携による避難場所の見直し、一時避難場所の指定
- ・防災マップ作成の支援、情報提供

表 防災マップに記載する内容の例

避難場所 等	危険箇所 等	施設の位置と連絡先
<ul style="list-style-type: none">・避難場所・一時避難場所・避難経路・空き地・公園	<ul style="list-style-type: none">・危険なブロック塀・道路が狭い区域・危険物施設・自動販売機・看板・木造住宅密集地域	<ul style="list-style-type: none">・防災倉庫、消防団機械器具置き場・消防署・行政施設・病院・医院・診療所・警察署・派出所・消火栓、防火水槽

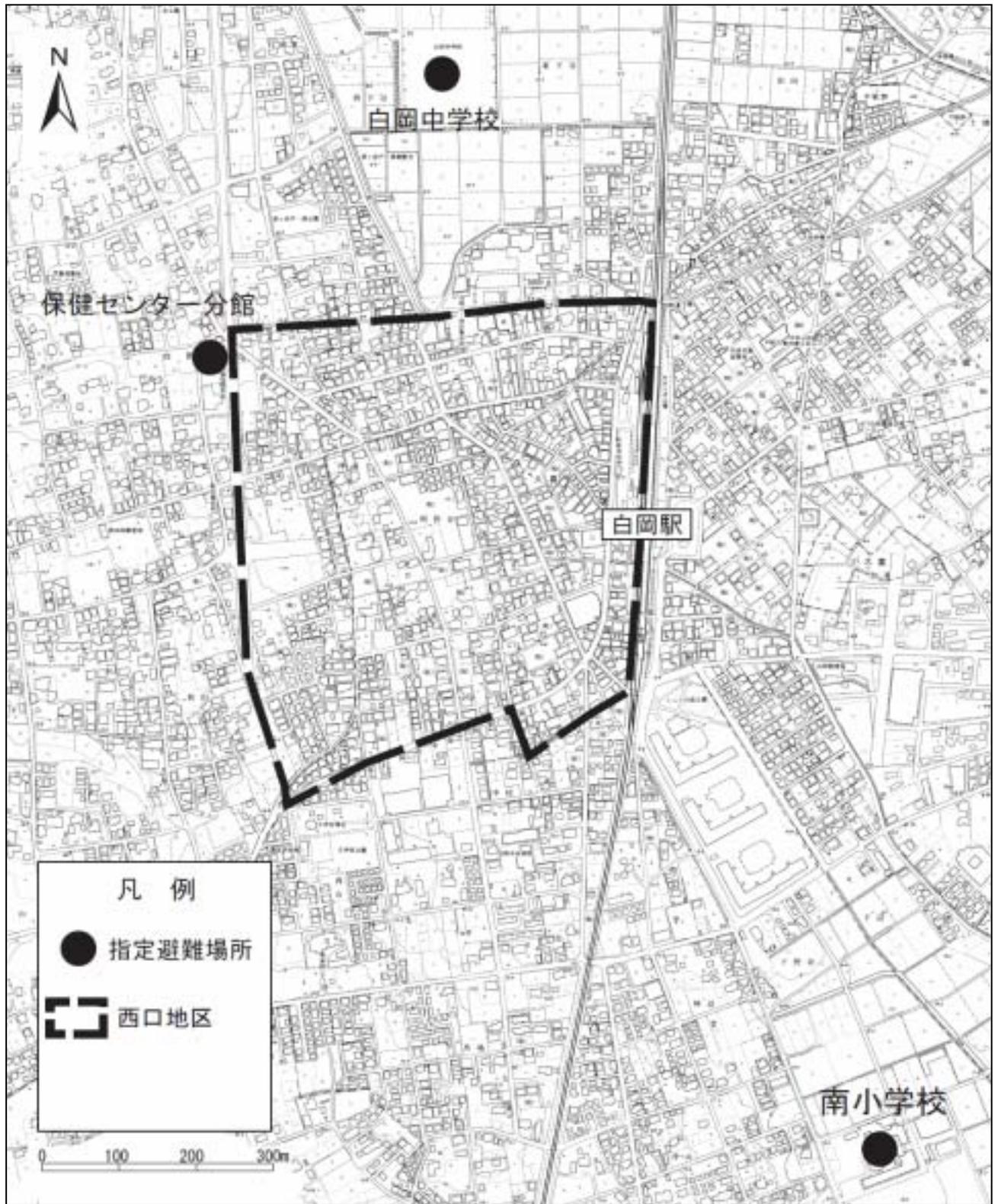


図 白岡駅西口地区の指定避難場所

12 防災訓練の実施

【取り組みの方針】

住民は、地域で主催される防災訓練に積極的に参加するとともに、防災に関する知識や消火器等の使用方法、応急救護の習得に努めます。

地域では災害時における避難勧告、円滑な避難等を確実に行えるように、町との協働により防災訓練の実施を図ります。また、住民が楽しみながら参加できるイベント型の防災訓練等を開催し、多くの住民が参加できる防災訓練の実施に努めます。

町は、地域が実施する防災訓練を支援するとともに、警察、消防、その他関係機関の参加のもと町主催の防災訓練を実施します。

自助【個人】

減災の意識を持って防災訓練に参加します。

防災訓練により防災知識を身につけます。

- ・ 防災知識、機材の使用方法の習得

共助【地域】

地区ごとに防災訓練を実施します。

多くの住民が防災訓練に参加できる工夫をします。

- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災訓練実施の周知
- ・ イベント型防災訓練の実施

公助【行政】

町主催の防災組織を実施します。

地域で主催する防災訓練の実施を支援します。

- ・ 町主催の避難訓練の実施
- ・ 地域で主催する防災訓練への助言、指導等

13 防災教育の実施

【取り組みの方針】

住民は、防災訓練等への参加により防災知識の向上に努めます。

地域では防災リーダーを中心とした防災教育の仕組みづくりを推進するとともに、防災集会等の開催を検討します。また、周辺の学校と連携した学生・児童・生徒への防災教育にも取り組みます。

町は地域が実施する防災教育の支援を行うとともに、地域の防災リーダーを育成するための研修会等の開催を関係機関と連携して推進します。

自助【個人】

防災知識を身につけます。

- ・ 防災訓練、集会への参加

共助【地域】

防災リーダーを中心とした防災教育に取り組みます。

- ・ 防災リーダーの選出
- ・ 防災訓練での防災教育
- ・ 防災集会の開催
- ・ 学校との連携の強化

公助【行政】

地域が行う防災教育を支援します。

防災リーダーの育成に取り組みます。

防災教育のPR資料を作成・配布します。

- ・ 地域が行う防災学習、防災訓練の支援
- ・ 防災リーダー研修会等の開催
- ・ 防災パンフレット等の作成、配布

第4章 災害発生時における減災への取り組み

災害発生時には、行政のみならず、「自分の身は自分で守る」自助、「地域で助け合う」共助による迅速かつ的確な対策が被害の軽減に繋がります。

1 地震発生直後の安全の確保

地震が起きたとき、まず重要なのは、「自分や家族の身の安全の確保」、次に「火災の発生を防ぐ」ことが考えられます。突然の災害に対しては、あわてず、冷静な対応が必要とされています。住民は地震発生直後、次の順序で身の安全を確保します。

地震発生直後の優先行動

(1) 身の安全を守りましょう

- ア 大きな揺れがきたら、急いでテーブル、机などの下にもぐります。
- イ 外は、塀の倒壊や落下物の危険があるので、あわてて外に飛び出さないようにします。

(2) 火の始末をしましょう

- ア 揺れが小さい場合は、ガスやストーブの火を消し、コンセントを抜きます。
- イ 揺れが大きい場合は、揺れがおさまってから火の始末をします。

(3) 逃げ道を確保しましょう

ドアや窓が変形して開かなくなることあるので、揺れの合間をみて、ドアや窓を開け逃げ道を確保します。

(4) 危険と判断したら、直ちに避難しましょう

- ア 避難指示があった場合は、急いで避難します。
- イ 指示がなくても激しい揺れで家具類が倒れて危険を感じたときや、火災が発生して燃え移ったときには、ただちに避難します。

自助【個人】

自分の身の安全を確保してから避難します。

- ・身の安全の確保
- ・火の始末
- ・逃げ道の確保

共助【地域】

地区の住民の避難誘導と安否確認を行います。

- ・住民、災害時要援護者の安否確認
- ・地区ごとの避難誘導

公助【行政】

住民の安否確認を行うとともに、避難誘導を行います。

- ・安否確認の状況把握
- ・避難誘導の指示

2 初期消火活動

地震の発生とともに火災が発生した場合、消防などの防災関係機関が速やかに消火活動ができるとは限りません。地域の住民や自主防災組織が協力し、初期消火活動にあたることで、延焼などの被害の拡大の防止につながります。

このため、地震等の災害による火災を防ぐには、各家庭における出火防止対策が一番大切で、万が一火災が発生したときには、住民が協力し、消火器などで初期消火活動を行うことが大切です。

初期消火活動の優先行動

- (1) 災害発生・・・すばやく火の始末をします。
 - ア 家庭での消火・・・消火器、くみ置きの水などにより自ら消火します。
 - イ 地域での消火・・・地域住民のバケツリレーなどにより初期消火を行います。消防団が消火を開始したら手をひき、指示に従います。
- (2) 延焼拡大・・・消防署、消防団による指示に従い避難を開始します。

自助【個人】

消火器等で初期消火活動を行います。

- ・消火器による初期消火活動

共助【地域】

住民と協力し、バケツリレー等の初期消火活動を行います。

- ・バケツリレー等による初期消火活動

公助【行政】

消防署、消防団と連携した消火活動を行います。

- ・消防署、消防団による消火活動

3 避難経路の安全確認、避難誘導

地震等の災害から家族等の身の安全を守る場合、住民は公共施設などの避難所へ避難することが想定されています。こうした避難行動に移る前には、火災がどこまで延焼しているか、避難所までの道路は通行可能か、避難所の安全は確保できているかなどの被害情報を正確に把握することが重要となります。

個人、地域では、避難する際、以下の順序で避難に移ります。

避難の優先行動

- (1) 近隣の住民に声をかけます。
- (2) 地域で事前に定めた一時避難場所に集合します。
- (3) 災害時要援護者を含めた安否確認を行います。
- (4) 道路等の安全確保を行った上で、集団で避難所に避難します。

町は指定避難場所等に避難場所要員を配置するほか、警察署と連携して道路の要所に誘導員を配置するなどの避難誘導の実施などの体制づくりを検討します。

自助【個人】

避難する際、自宅周辺の住民に声をかけ合います。

- ・ 自宅周辺の住民、災害時要援護者への呼びかけ
- ・ 一時避難場所への避難

共助【地域】

住民の安否確認後、避難経路を確認し、避難を誘導します。

- ・ 住民、災害時要援護者の安否確認
- ・ 避難経路の確認
- ・ 避難の誘導

公助【行政】

避難経路などに避難誘導要員を配置します。

- ・ 警察と連携した避難誘導員の配置

4 地元住民・事業者の安否の確認

災害時の混乱の中では地区内の住民の十分な安否確認は大変難しいことです。災害時の安否確認にあたっては、地域による組織的な安否確認体制の確立が重要です。

住民は近隣住民の安否状況を地区の防災リーダーに報告します。

地区における住民・事業者の安否確認は、地域の防災リーダーが中心となって行います。

町は住民、事業者と連携し、安否情報の収集に努め、収集した安否情報を整理し、住民等の安否確認に対応できる体制の整備に努めます。

自助【個人】

周辺住民の安否状況を報告します。

- ・防災リーダーへの安否状況の報告

共助【地域】

防災リーダーが中心となって安否確認を行います。

- ・住民、災害時要援護者の安否確認
- ・事業者との連携による事業者の安否確認
- ・町への安否状況の報告

公助【行政】

住民・事業者の安否状況の把握に努めます。

- ・住民、事業者の安否状況の把握

5 救助活動の行動

大規模災害では、道路の被害により救急隊の通行が遮断され、速やかな到着を見込むことは困難となることが想定されます。

住民は自分自身にケガがなく無事であったときは、可能な限り自主防災組織と協力し、倒れた家具や倒壊した家屋などの影響により負傷した近隣住民の救助活動や応急手当などを行います。なお、警察や消防隊員などが現地に到着し、指揮を執る状況にあっては、その指示に従うこととします。

救助活動の優先行動

- (1) 救急救助活動は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置に任せます。
- (2) 被災現場が多発する場合の対応
 - ア 一番近い被災現場を優先する。
 - イ 多数の人命を救護できる被災現場を優先する。
 - ウ 救命効率の高い被災現場を優先する。

町は医師、看護師等とともに傷病者に対する応急手当を実施し、傷病程度により収容先や搬送先等を決定するため、現場本部に応急救護所を設置します。

また、被害状況（負傷者数、程度等）を正確に把握するため、現場及び応急救護所以外の場所で行った救出活動（傷病程度、人員、収容搬送先等）の内容についてもすべて調査し、現場指揮者に報告します。

自助【個人】

自身の安全を確認のうえ、可能な範囲内で救助活動に協力します。

- ・救助活動、応急手当の協力

共助【地域】

住民と協力し、効果的な救助活動を行います。

- ・重傷者を優先とした救助活動
- ・救命効率の高い現場を優先とした救助活動

公助【行政】

傷病者の収容のための応急救護所を設置します。

- ・応急救護所の設置
- ・救出活動の内容調査

6 災害用伝言ダイヤル171・携帯電話による災害用伝言板・災害時優先電話の活用

地震などによる大規模災害発生時には、安否確認やお見舞いなど電話を利用する方が非常に多く、被災地域内における電話が大変つながりにくくなってしまいます。このため、消防活動などの被災者救援活動に支障をきたす場面が多くみられます。

住民は大規模災害発生時には、被災地域との電話による連絡は控え、災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板の活用を図ります。

町は公衆電話等の混乱が起きないように、現地の状況確認に努めます。

自助【個人】

災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板、災害時優先電話を有効に活用します。

- ・操作方法などの事前確認

公衆電話等の現地確認を行います。

- ・公衆電話等の状況確認

【災害用伝言ダイヤル(171)の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		録 音	再 生		
①	171をダイヤル	1 7 1			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、確認番号を利用する録音は「3」、確認番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(確認番号なし)		(確認番号あり)	
		1		2	
		[ガイダンス] 4桁の確認番号をダイヤルして下さい。 X X X X		[ガイダンス] 4桁の確認番号をダイヤルして下さい。 X X X X	
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。			
		0 X X X X X X X X			
伝言ダイヤルセンターに接続します。					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号00000000(、確認番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1 #	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1 #
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 # [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。			
⑤	終了	自動で終話します。			

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

7 駅利用者・帰宅困難者への支援

本地区には白岡駅があることから、大規模地震が発生した場合には、JR などの交通機関はマヒし、多くの帰宅困難者が本地区を經由して徒歩帰宅することが予想され、帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策が必要となります。

鉄道事業者をはじめとする交通関係事業者は、駅利用者・帰宅困難者に対して鉄道の運行・復旧状況などの情報提供を行うとともに、速やかに安全な避難場所への誘導や水・食糧の提供に努めます。

地域では帰宅困難者への水・食糧等を配布するとともに、休憩所として施設の開放を行います。

町は帰宅困難者の帰宅行動を支援するために、避難場所等において水・食糧等を配布するとともに、休憩所として公共施設などの一部を開放するほか、スーパー、商店などを休憩所として利用できる体制の整備に努めます。

交通関係事業者

鉄道の運行・復旧状況などの情報提供を行います。

- ・交通機関の運行状況などの情報提供
- ・水・食糧の提供
- ・掲示板・伝言板の設置

共助【地域】

帰宅困難者への水・食糧の提供、休憩所の開放などを行います。

- ・帰宅困難者への水、食糧の配布
- ・休憩所の開放
- ・帰宅経路の情報提供

公助【行政】

帰宅困難者への水・食糧の提供、休憩所の開放などを行います。

- ・帰宅困難者への水、食糧の配布
- ・休憩所の開放
- ・帰宅経路の情報提供
- ・駅構内への掲示板、伝言板の設置
- ・スーパー、商店との連携による休憩所の確保